

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成30年第7回沖縄県議会（10月定例会）

平成30年10月23日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成30年10月23日 火曜日
開 会 午前9時58分
散 会 午後0時4分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第12号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 2 乙第13号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 3 乙第14号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 4 乙第15号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 乙第16号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 乙第17号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 7 請願平成29年第2号、請願第3号、陳情平成28年第54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の2、同第94号、同第120号、同第121号、同第147号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第3号の2、同第16号、同第22号、同第46号の2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の2、同第94号の2、同第101号、同第105号、同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第134号、同第140号、同第144号、同第146号、陳情第8号から第11号まで、第14号、第18号、第20号、第21号、第33号、第43号、第44号の2、第57号、第59号、第62号、第68号、第78号、第81号、第84号、第85号、第87号及び第89号
- 8 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 9 調査日程について

10 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	瑞慶覧	功	君
副委員長	瀬長	美佐雄	君
委員	大浜	一郎	君
委員	西銘	啓史郎	君
委員	山川	典二	君
委員	島袋	大	君
委員	大城	一馬	君
委員	新里	米吉	君
委員	親川	敬	君
委員	嘉陽	宗儀	君
委員	金城	勉	君
委員	大城	憲幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	島尻	勝広	君
水産課長	平安名	盛正	君
農地農村整備課長	本原	康太郎	君
村づくり計画課長	仲村	哲	君
商工労働部長	屋比久	盛敏	君
産業政策課長	喜友名	朝弘	君
文化観光スポーツ部長	嘉手苺	孝夫	君

観 光 政 策 課 長 平 敷 達 也 君
観 光 振 興 課 長 糸 数 勝 君
交 流 推 進 課 長 川 上 睦 子 さん

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第12号議案から乙第17号議案までの6件、請願平成29年第2号外1件、陳情平成28年第54号外55件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、台風第24号及び台風第25号による農林水産部関係の被害状況について報告があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第12号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成30年第7回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書19ページをお開きください。

乙第12号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において、説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とするため

あります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案乙第12号の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書26ページをお開きください。

乙第13号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

乙号議案説明資料は2ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27号第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係村の同意を得ております。

以上で、議案乙第13号の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 北大東村の農地整備状況について、平成30年度に土地整備はほぼ終わりということですが、整備状況は何%ぐらいですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 平成28年度実績が最新のデータなのですが、水源整備で63.7%、末端のかんがい施設で40.8%、圃場整備で93.1%となっております。

○大城憲幸委員 圃場整備の部分は何年ぐらいに終わるのですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 面整備については、平成31年を完了のめどとしております。

○大城憲幸委員 面整備はめどが立っていますが、前に、土地がやせているので土壌改良の部分に事業導入が必要などという議論があったと思うのですが、その辺について県としてはどう把握して、今後どう進めていく考えですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 北大東村からは、委員のおっしゃるように土壌の肥沃さについて一つ懸念がありまして、平成29年度に土層改良の事業を導入しておりますが、今後、事業の成果を検証しながら、随時、島全体に展開していこうという計画で進めております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第14号議案水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書27ページをお開きください。

乙第14号議案水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

乙号議案説明資料は3ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市村の同意を得ております。

以上で、議案乙第14号の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 2市村1地区はどこか教えてください。

○本原康太郎農地農村整備課長 関係市村としては、名護市と今帰仁村になっております。

○西銘啓史郎委員 地区は。

○本原康太郎農地農村整備課長 地区は同じ羽地大川地区なのですが、その地区が名護市と今帰仁村にまたがっておりますので、2市村から同意をいただいたところです。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についての

審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書28ページをお開きください。

乙第15号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

乙号議案説明資料は4ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市町村の同意を得ております。

以上で、議案乙第15号の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書30ページをお開きください。

乙第16号議案通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

乙号議案説明資料は5ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利

益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係市の同意を得ております。

以上で、議案乙第16号の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

金城勉委員。

○金城勉委員 通作条件とは何ですか。

○本原康太郎農地農村整備課長 我々の整備する工種としては、農道を整備する事業のことを通作条件整備事業という補助事業名で呼んでおります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書31ページをお開きください。

乙第17号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についてであります。

乙号議案説明資料は6ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第

2項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

なお、当該負担金の徴収については、関係村の同意を得ております。

以上で、議案乙第17号の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成29年第2号、陳情平成28年第89号の2外20件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情4件、継続陳情17件でございます。

それでは、請願1件、陳情21件について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

継続請願案件の請願平成29年第2号につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成28年第89号の2から7ページの陳情平成28年第148号までの2件につきましては、修正はありません。

10ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成28年第159号は、アンダーラインを引いている部分

が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

11ページをお開きください。

19行目に「沖縄県漁連は、平成30年7月26日の臨時総会において、泊漁港にある県漁連市場の糸満漁港への移転について組織決定しました。さらに、同年7月30日に沖縄県に対して、「糸満漁港への新市場整備及び泊漁港の再整備について」要請を行いました。県はこの要請を受け、平成31年度の荷さばき施設の実施設計に向けて、国に対して予算要求しているところであります。」を追記し、27行目を「丁寧に説明し、両漁港の発展に努めてまいります。」に修正しております。

12ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第3号の2から25ページの陳情平成29年第94号の2までの6件につきましては、修正はありません。

26ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第107号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

26行目を、「そのため、県は関係団体と連携し、平成30年8月に、国等に対し、①生産現場の不安払拭と貿易交渉基本姿勢の堅持、②農業経営の安定と生産体制強化、③農業基盤強化に向けた政策大綱の着実な実施、④輸出強化に対応した体制の構築」に修正しております。

27ページをお開きください。

7行目を「また、平成30年度当初予算、10月補正予算において、農林水産分野におけるTPP対策予算を措置することとしております。」に修正しております。

31ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第115号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

32ページをお開きください。

14行目を「沖縄県漁連は、平成30年7月26日の臨時総会において、泊漁港にある県漁連市場の糸満漁港への移転について組織決定しました。さらに、同年7月30日に沖縄県に対して、「糸満漁港への新市場整備及び泊漁港の再整備について」要請を行いました。県はこの要請を受け、平成31年度の荷さばき施設の実施設計に向けて、国に対して予算要求しているところあります。」に修正しております。

34ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第126号から48ページの陳情第57号までの6件

につきましては、修正はありません。

50ページをお開きください。

陳情番号第78号、陳情区分新規、件名糸満漁港への新市場早期整備に関する陳情、陳情者糸満市議会議長大田守。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

糸満漁港は、本県唯一の第3種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場として位置づけております。

沖縄県漁連は、平成30年7月26日の臨時総会において、泊漁港にある県漁連市場の糸満漁港への移転について組織決定しました。さらに、同年7月30日に沖縄県に対して、糸満漁港への新市場整備及び泊漁港の再整備について要請を行いました。

県はこの要請を受け、平成31年度の荷さばき施設の実施設計に向けて国に対して予算要求しているところであります。

県としましては、引き続き糸満漁港における新市場整備について、漁業関係団体等との協議を継続し、消費者へ安全、安心な水産物を安定供給するための体制の確立に努めてまいります。

52ページをお開きください。

陳情番号第84号、陳情区分新規、件名泊漁港再整備等に関する陳情、陳情者泊漁港再開発推進委員会委員長山内得信。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、泊漁港と糸満漁港との役割分担により、共存共栄が図られるものと考えております。そのため、泊漁港については魅力ある消費地市場として整備できるよう、下記のとおり対応してまいります。

1、沖縄県漁連は、糸満への市場業務の移転について、平成30年7月26日の臨時総会において、組織決定しました。一方で、那覇地区漁業協同組合は、泊漁港での市場業務の継続を希望している状況であります。県としましては、泊漁港の再整備について、魅力ある消費地市場として整備できるよう、関係者との調整を踏まえ、支援を検討してまいります。

2、県は、第3次那覇市水産業振興基本計画の策定や評価等に係る那覇市水産業振興整備対策協議会に委員として参画しているところであります。県としましては、今後とも県及び那覇市の水産業振興に係る施策に取り組んでまいります。

3、衛生管理対策に係る市場運営及び施設整備については、市場開設者が市

場関係者との調整の上で対応するものであります。県としましては、今後とも漁業関係団体を含む市場関係者との協議を進め、衛生管理に係る課題の解決に向け支援策を検討してまいります。

4、県では、岸壁の耐震化、放置艇の処理等の諸課題について、泊漁港再開発推進委員会との意見交換会を行っております。県としましては、引き続き関係機関との連携を図り、諸課題の解決に向け取り組んでまいります。

54ページをお開きください。

陳情番号第87号、陳情区分新規、件名水源地（自然池）の保全及び農業用排水施設（貯水池等）の早急な整備に関する陳情、陳情者南大東村長仲田健匠。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

55ページをお開きください。

1、農業用水源として利用されている自然池について、堆積物等によって池からの取水等に支障がある場合は、堆積物除去を含め、効率的な活用の可能性を検討する必要があると考えております。県としましては、南大東村と連携し、農業用水の早期確保に向け、自然池の活用も含めて検討してまいります。

2、県では、南大東村の農業用水確保の観点から、畑面から流れる雨水を水路で集めて貯留する畑面集水型貯水池の整備を推進しておりますが、流域内の農地の区画整理が必要なため、時間を要しております。去る平成30年4月に干ばつ被害があったため、農業用水の早期確保を強く求められたことから、平成30年7月に南大東村と協議し、今後、自然池に流れ込む雨水を水路等で集水し、高台に送水して貯留する自然池活用型貯水池を、畑面集水型貯水池に先行して整備することを確認しております。県としましては、南大東村と連携し、引き続き、農業用水の早期確保に努めてまいります。

56ページをお開きください。

陳情番号第89号、陳情区分新規、件名砂糖制度の堅持及び経営安定対策・サトウキビ生産振興等に関する陳情、陳情者全沖縄製糖労働組合代表仲里尚。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1、TPP及び日EU・EPA等経済連携における関税の即時撤廃や段階的な削減、輸入枠の拡大等が実施された場合、本県農林水産業において長期的にさまざまな影響が懸念されます。そのため、県は平成30年8月に、国等に対し、①生産現場の不安払拭と貿易交渉基本姿勢の堅持、②農業経営の安定と生産体制強化、③農業基盤強化に向けた政策大綱の着実な実施等について要請してまいりました。県としましては、引き続き、国の動向を注視するとともに、関係

団体と連携し、時期を逸しないよう適切に対応してまいります。

2、働き方改革関連法の改正に伴い、時間外労働の上限規制が適用された場合、製糖工場においては勤務体制の見直しが求められるため、新たな労働力の確保や労働環境整備等が課題となっております。そのため、県では関係団体と連携し、本県製糖業の実情を国に対し説明するとともに、必要な対策を求めてきたところであります。国では、平成30年度から新たな事業により人材確保や省力化設備等の整備に向け取り組んでいるところであります。県としましては、引き続き、製糖工場の適正な操業に向け国に働きかけるとともに、関係団体と連携し、適切に対応してまいります。

3、サトウキビ生産における農家の高齢化等による労働力不足の解消や生産性向上を図る上で、機械化一貫体系の普及推進や受託組織の育成は重要であります。県としましては、地域の実態に応じた高性能農業機械等の導入を推進するとともに、オペレーターの育成や機械技能講習会の開催等に取り組んでまいります。

4、さとうきび増産基金（セーフティネット基金）は、台風、干ばつ等の気象災害や病害虫被害からの生産回復、増産支援策として平成27年4月から措置されております。県としましては、基金の活用について継続的な取り組みが行えるよう、関係団体等と連携し、国に対して働きかけてまいります。

5、県では、土地改良事業によるかんがい施設の整備を推進しており、平成29年度末までに、1万8800ヘクタールが整備済みとなっております。また、干ばつ被害発生時の支援として、セーフティネット基金事業により、かん水機材の購入や、かん水作業の委託に係る支援を図っております。県としましては、引き続き、市町村と連携し、かんがい施設の整備を推進するとともに、セーフティネット基金事業の周知に努めてまいります。

6、県では、平成22年度から平成26年度の5年間でヤブガラシ防除技術確立事業を行い、その中で平成27年3月にヤブガラシ類の防除マニュアルを作成しました。現在は、このマニュアルとともに、ヤブガラシの防除方法の普及に努めているところです。ギニアグラスについては、農業研究センターにおいて、公益財団法人日本植物調整剤研究協会からサトウキビの生育期中に使用でき、難防除イネ科雑草の防除が期待できる非選択性除草剤の試験を受託しており、平成32年度の登録に向け、試験を行っているところです。

7、経過・処理方針については、平成29年第107号の3（3）と同様であります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 新規の陳情第87号水源地（自然池）の保全及び農業用排水施設（貯水池等）の早急な整備に関する陳情ですが、南大東村に実際に行ってみてまいりました。村長と話す中で非常に早急な対応を求めていると思います。経過処理方針の1、2とありますが、実際に現地に行ったのですか。

○仲村哲村づくり計画課長 7月31に現地に行きまして、南大東村長を初め、担当課長と現場を見ながら意見交換をさせていただきました。

○西銘啓史郎委員 今、第2貯水池が建設中ですよ。私も現場を見てきましたが、村長いわく、貯水池をつくるのに用地買収も大変とか、いろいろなことがあって、今の自然池をうまく活用する方法を一ここにも出ているように、清掃するために県でどうにか予算化してほしいという要望がありました。村長が行った対応策として、カヌーができるので、文化観光スポーツ部の予算を使って1回掃除したらしいのですが、その話を聞いたことはありますか。

○仲村哲村づくり計画課長 今の話は聞いております。

○西銘啓史郎委員 いずれにしても、現場は相当干ばつで苦しんでいる中で、農林水産部としても限られた予算ではあるとは思いますが、早急にいろいろな対応をしてほしいということで、私からもお願いしておきます。

○島尻勝広農林水産部長 今期だけではなく、南北大東村については地理的に干ばつを受ける地域だと理解しております。北大東村については、基盤整備、区画整理が早目に進んでおり、区画整理の中で取水を地理的にもやらざるを得ないような状況で、南大東村の場合は面積が広いということで、区画整理の中

に個人有地があるため換地等が余り進まないような状態の中でやっている部分がありました。今後は地域で説明をして、区画整理とあわせながら基盤整備の中でかんがい施設を整備していきたいということで基本的な話し合いをさせてもらいましたので、新たな動きとしては、基盤整備を合わせたかんがい施設を整備していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今回の陳情第87号水源地（自然池）の保全及び農業用排水施設（貯水池等）の早急な整備に関する陳情について、高台に送水して処理をする自然池活用型から畑面集水池に変えるということですが、少しわかりやすく説明してもらえますか。

○仲村哲村づくり計画課長 まず、畑面集水型貯水池とは、南大東村には河川などが無いので、畑に降る水を集めて農業用水として確保するものです。その貯水池に水を入れるためには、区画整理をして水を貯水池に導くための排水路が必要になりますので、区画整理をしないことには水を確保することができないうと。区画整理をするためには地元の合意形成などが必要となりますので、今まで我々はそれを主体的にやってきたのですが、それではかなり時間がかかるということと、合意形成が得られないとなかなか進まないということで、今回、村長の要望としては、島の真ん中にある自然池に流れてくる水を事前にキャッチして、それを活用できないかと。池のしゅんせつ等の話もありますが、自然池をうまく活用できないかということで、我々としては自然池に入ってくる水を事前に水路で一旦キャッチをして、それを島の周囲一島の周囲は高台になっていますので、そちらにポンプアップをして、そこから圃場に流すというものを自然池活用型貯水池と言っております。この処理方針は、自然池活用型貯水池から畑面集水型貯水池に変わるという意味ではございません。島全体の水の利用の仕方を考える上で、畑面に降る水を集めるだけでは必要水量を確保できないものですから、畑面集水も自然池に入ってくる水も両方利用して必要水量を確保したいという考えです。ですから、畑面集水をやめるというわけではなく、両方整備をすると。ただ、我々としては先に区画整理をしたほうが生産性が上がるだろうという前提でやってきたのですが、今回はまず水路が必要ということから、自然池に入ってくる水を先に開発すべきだろうということで、そのように役場と調整をさせていただいているところでございます。

○大城憲幸委員 北大東村と比べて何とかという意見が出たりするのですが、北大東村はある意味順調に区画整理がほぼ終わると。それに伴ってかんがい排水についても順調に進んでいると。南大東村は規模が大きいということもあるのですが、そういうかんがい排水事業—いつまでたっても水がないというのは、今言う基本的な基盤整備事業が進んでいない、あるいは、その辺にいろいろな事情があるというところに問題があるのですか。その辺を少し簡潔にどう考えているのか、お願いします。

○仲村哲村づくり計画課長 島の大きさからいうと、南大東島は北大東島の3倍ぐらいありますので、区画整理をするにも時間がかかるというところもありますが、区画整理をするには地元の合意形成がどうしても必要ということで、その辺をうまく地元の方に説明をしながら、なるべく早く区画整理をするようにやっていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 北大東村に比べて思うように進まなくて、いろいろ課題を抱えていて大変だと思うのですが、あれだけサトウキビの島で頑張ってこられた皆さんですし、水の部分は何年も前から言われていますので、島の皆さんの意見も聞きながら進めていただきたいと思います。

魚市場について、陳情第84号泊漁港再整備等に関する陳情について聞きます。関連して幾つも陳情が出ていますが、基本的には3つの大きな問題があると思っています、今ある市場に残るといふ皆さんもいるので、どう県が支援するのか。そして、消費地として今ある小売りのところをどう衰退させずにもっと元気にするのか。そして、糸満の新市場をどう整備していくのか。この3つを一緒に進めないとなかなか理解が得られないと私は思っているのです。今回、平成31年度に向けてというのは、予算の部分は糸満の市場の整備という理解でいいのですよね。それ以外の2つについてはこの中には入っていないという意味ですか。

○平安名盛正水産課長 今回の予算要求につきましては、糸満の市場の整備という部分で要求しております。

○大城憲幸委員 そこがどうしても大きな部分ですし、県としての柱ですから、やらないといけないのはわかるのですが、先ほど言った泊市場の施設は今のままでは衛生的にも岸壁も含めて課題があって、陳情もあるわけですから、

小売りで販売しているところをどう消費市場として那覇の皆さんがもっと地域が元気になるような消費市場の活性化につなげるのかというところについては、陳情ではいろいろな協議会でやっていくという話ですが、その次のステップとして予算措置、支援措置というのは、基本的に那覇市がやるべきものと考えているのですか。県はどうかかわっていくのですか。

○平安名盛正水産課長 県としましては、糸満を産地市場、泊を消費市場として考えております。その中で、泊の再整備につきましては、漁港部分については県が当然やるべきものと考えておりますが、上物であります荷さばき施設等については、那覇市と泊の那覇地区漁業協同組合が中心となって整備していくものと考えております。

○大城憲幸委員 泊いゆまちはどうですか。

○平安名盛正水産課長 泊の再整備につきましては、先ほど申し上げましたとおり消費地市場として位置づけておりますので、県としましては、泊いゆまちを中心としてフードコート等を設けた上で観光客、また、外国からの方々についても対応できるような施設整備をしたほうがいいのではないかとということで那覇市とも意見交換をしているところです。

○大城憲幸委員 いろいろ経過もあるし、歴史もあるし、関係者の思いも強いのでここまで来ていると思います。だからこそ平成31年度にやるという強い意志で進めてはいると思うのですが、また戻ったりした経過もありますので一ただ、県漁連は総会で決めたが、すっきりしているかというところではいろいろな意見があると思うのです。だからこそ、行政がしっかり那覇市と連携をとって方向性を一つにしてほしいと思うのです。県としては、糸満だと。そして、泊市場は今よりコンパクトになるかもしれないが、消費地市場としていゆまちにもっと人が集まって元気なところになると。そのための整備としては県はここまでですと。那覇市もやるのであれば、那覇市も主体的にしっかり頑張ってくださいということで連携を密にする必要があると思いますが、これまでは県と那覇市の連携がうまくいっていなかったのではないかと感じているものですから、その辺はしっかりやっていただきたいという要望で終わりたいと思います。

○平安名盛正水産課長 去る8月15日に那覇市と県の2者で意見交換会を開催

しました。その中で、那覇市と泊の生産者との間で泊の再整備に向けてどのような施設が必要で、どのような規模感で考えているのかということで青写真をつくった上で、県としてどのような支援ができるのかという部分で改めて意見交換をさせていただきたいという話でまとまりました。県としましては、泊の再整備について那覇市と泊の生産者との間でいろいろ計画を立てているという話を聞いていますので、その計画が見えてきた段階でどのような支援ができるかについては検討していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第84号について、今の課長の答弁を聞いて余りコメントしたくなかったのですが、随分冷たいと。7月26日の臨時総会については、何人投票して、何票が賛成で、何票が反対か。反対した皆さんも大体想定できると思いますが、その辺についてわかれば詳述してください。

○平安名盛正水産課長 26日の臨時総会においては、26の賛成、9の反対があったと記憶しております。

○山川典二委員 9の反対した人たちは、どういう方々か、どういう組合かわかりますか。

○平安名盛正水産課長 反対のメンバーとしましては、泊漁港再開発推進委員会のメンバーで、那覇地区漁業協同組合を含めた方々だと認識しております。

○山川典二委員 これまでに議論がいろいろありましたが、今回、糸満と泊漁港開発推進委員会一先ほどおっしゃった那覇地区漁業協同組合を中心とする生産者の皆さんですが、陳情平成28年第159号泊魚市場の糸満市場への移転計画の中止等に関する陳情、陳情平成29年第140号泊漁港及び泊魚市場整備に関する陳情に、今回新規で陳情第84号泊漁港再整備等に関する陳情。糸満関係では陳情平成29年第115号糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき施設等の早期整備及び泊漁港の再開発に関する陳情に、新規で陳情第78号糸満漁港への新市場早期整備に関する陳情が出ております。皆さんは、泊の生産者の皆さんとの話し合いをずっとやっているということだったのですが、糸満に移るということでの同意は全くないわけですよ。かなり突っ込んで議論はされて、努力もわかり

ますが、今、皆さんがおっしゃったような、糸満市場と泊市場とのすみ分けの部分もありますが、そのこの部分の議論が全くかみ合っていないですね。たまたま私は生産者の皆さんから話を聞いたのですが、総会の直前といいますか、県から今回これを通さないと予算が全く使えないという説明があったと。泊など本島にある漁業協同組合の皆さんは、その辺はよく御存じだと思いますが、離島を含めたほかの生産者の皆さんにはその事情がよくわかっていない方もいらっしゃるって、これは大変だという感じで、県漁連、役員を中心として賛成、同意を取りつけたという話があるのです。その辺で、県が予算を全く使えませんかという話をしたというのですが、そういう事実はありますか。

○平安名盛正水産課長 今年の7月末までに結論を出さないと、今年度での事業採択が厳しいというお話はさせていただきました。間に合わないとか、そのような発言はしていないと考えております。

○山川典二委員 多分そのような説明だったと思うのですが、聞いているほうには、今後できないのではないかという勘違いをしている人もたくさんいらっしゃるわけですね。この辺は微妙なところですから、県としてもしっかりと、くどいぐらいに理解をしていただくような説明が必要だったのではないかと思います。しかし、これは総会で決まったことですから、とりあえずこれくらいにしておきます。確認ですが、県の方針としては、糸満漁港を平成34年という方向で動いていると。泊漁港につきましては消費市場にするということですが、消費市場の泊の中にも競り機能は残すのですか。

○平安名盛正水産課長 現在、那覇地区漁業協同組合は残って競りを継続していきたいと希望しておりますので、その点では、競り機能は残るものと考えております。

○山川典二委員 もう一つは、老朽化した施設ですが、泊魚市場有限責任事業組合は県漁連と那覇地区漁業協同組合が運営をしておりますが、漁港関係は基本的に県の管理ですね。そういう意味では、今、そこで競り機能を担保するものがないわけです。もし生産者から残ってやりたいと、先ほどの那覇市との話し合いも進行しているようですから、そういう方向性でいくのであれば、県としてもバックアップするというのを今の段階で言えるのかどうか、確認します。

○平安名盛正水産課長 那覇市との意見交換会、また、泊の生産者との意見交換の中でも述べさせていただいているのですが、泊での再整備に向けて中身がまとまりましたら、その部分については県としても支援していきたいという発言はさせていただいております。

○山川典二委員 一つ一つ整理していきませんが、泊市場では平成34年—2022年の市場開場を目途に進んでおります。その総事業費と、これから実施設計の予算づけをしていくということですが、その予算の中身を教えてください。まず、総事業費の中から、今後の予算配分計画、執行計画について。

○平安名盛正水産課長 国の水産流通基盤整備事業を活用しまして、全体の額で44億円、そのうち高度衛生管理荷さばき施設で25億円という計画をしております。実施設計は5300万円となっております。

○山川典二委員 当然、地元の業者をお使いになるわけですね。

○平安名盛正水産課長 地元のコンサルタント会社を使いまして、地元の建設会社を予定しております。

○山川典二委員 これも整理という意味でお聞きしますが、現在、泊の年間の漁獲量、生産量、生産高、それから、糸満漁港の生産量、生産高を教えてください。

○平安名盛正水産課長 平成28年度のデータですが、泊魚市場有限責任事業組合の実績によりますと、泊漁港再開発推進委員会7団体の取扱量が4600トン、取扱額は約30億円となっております。糸満市場については、港勢調査の結果で回答させていただきたいと思います。取扱高が2187トンで、取扱額が約20億円となっております。

○山川典二委員 前回、漁港漁場関係の整備資金を使うという話がありましたが、それは使うのですよね。

○平安名盛正水産課長 はい。

○山川典二委員 その中に、理想的な生産量8000トンというものがありました

が、今は2000トンですよね。今後、整備をして8000トンに近づけるためのイメージといいますか、市場が平成34年にオープンをして、その後3年、5年と経過すると思うのですが、その辺のシミュレーションはしていますか。

○平安名盛正水産課長 糸満新市場に向けた水揚げの取扱高で申し上げます。現在、那覇地区漁業協同組合におきましては5500トンで、8000トンを目指していきたくて考えております。泊漁港全体の取扱量としましては、7600トンです。

○山川典二委員 8000トンないと予算措置もなかなかハードルが高くなるという前提がある中で、今、泊市場が7600トンということはかなり努力しています。ところが、糸満市場は2100トン余りです。泊からどれだけ行くかわかりませんが、7600トンのうち6割余りはこの7団体が生産をしていますよね。残り4割が仮に糸満市場に行ったとしても、5000トンから6000トンに行くのかどうか、そういう意味での5500トンという意味ですか。

○平安名盛正水産課長 そのとおりでございます。ただ、漁業者はどの港に水揚げするかは自由なものですから、糸満漁港に高度衛生管理型荷さばき施設ができて、仮にそこでの水揚げ量が一年集荷できるようになったときに、生産単価が上がってくれば、当然、そこに揚げてくるようになるということを想定しております。8000トンの事業の採択要件はありますが、それについてはクリアできるものと考えております。

○山川典二委員 その思いはわかりますが、現実的に本当にできるのかと。そうなるように皆さんは努力をするべきとしか言いようがないのですが、現実的に泊で何十年も生産をしている皆さんがいらっしゃるわけですよね。那覇地区漁業協同組合の7団体以外にも、浦添、宜野湾を含めて、泊に水揚げをしています。そういう意味では、二都物語ではありませんが、糸満がかつて2カ所で競りをして全くもたなかったですよね。そういう反省を前提にして、皆さんは組み立てをしているのかというところが少し見えないのです。あれは県の見事な大失敗です。そういう反省も踏まえた上で、今回の糸満—もちろん、高度衛生管理型荷さばき施設ができることは大賛成です。これは進めたらいいと思います。そこになるべく生産者の皆さんも集結できるような形が理想ではありますが、現実にもう「全く行かない」と言っている7団体の皆さん、あるいは、それに関する卸業者の皆さんも一部いらっしゃるわけです。その辺の整理を、県漁連がやっているようでなかなか前に進まない。人間関係もいろいろありま

すから、県が第三者的に入ってきちんと整理をするという部分が果たしてきちんとできていたのかということが、今日、いろいろな意味で混乱を来している原因としてあると思うのです。そういう意味では、那覇市と泊の生産者の皆さんがコンサルタントを入れて計画をつくっているという話もあるので、それはそれで受けながら、県もバックアップするというスタンスでいいと思うのですが、もう一步踏み込んで、第3種漁港としての機能があるわけですから、それを生かしながら、しかし、80万の大消費地と言われている泊漁港を消費地として生かしていくという一頭ではわかるのです。ただ、現実的な生産者であり、卸業者であり、関連する業者の皆さんがいらっしゃるわけですから、魚市場の部分も含めてもっと協議をして、本音の部分の業者の課題、悩みを吸い上げていくという努力はもう少し必要な気がします。あれから時間がかかっても、いまだかつて生産7団体の皆さんは全く反対ですから、これは感情的な反対ではないのです。合意形成の中で、説得がある程度理解できるようなものであれば我々はいつでも応じるという中で、そういう根回しも含めてできていない。そういう意味では、その辺はしっかり対応していただきたいと思います。最後になりますが、平成34年何月のオープンをめどとして、今後計画していくのですか。

○平安名盛正水産課長 平成34年度内ということで、いつというのはまだ決まっておられません。

○山川典二委員 この四、五年くらいをめどにオープンということで理解してよろしいですか。

○平安名盛正水産課長 そのとおりです。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願第3号及び陳情平成28年第86号外21件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料1請願及び陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続請願が1件、継続陳情が22件となっております。

継続審議となっております請願1件及び陳情22件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、請願及び陳情の処理方針についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第44号の2平成30年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、これは宮古島における天然ガスの話で、農産物にも天然ガスを利用しているということです。あれから少し時間がたっていますが、実りは多かったのかどうかを含めて、現状を簡潔にお答えください。

○喜友名朝弘産業政策課長 宮古島市の試掘性のガスなどの活用についてです

が、宮古島市では資源事業化基本計画を作成しておりまして、これには県も参加しておりますが、農業や足湯、観光などに活用したいという計画がございます。今回の陳情では、地域未来投資促進法を活用して、企業にメリットが出るような、地域振興に役立てるような計画をしておりますので、宮古島市と連携をしながら、相談を受けながらやっているところでございます。

○**山川典二委員** オクラ農家などで天然ガスを使うという話がありましたよね。あれは順調に育っているのかと。その検証はやっていないのですか。

○**喜友名朝弘産業政策課長** 報告書でいろいろお話も聞いたりしているところですが、量も3.8倍にふえて非常に成果があらわれているということで、我々も喜んでおりまして、それを地域未来投資促進法で企業が活用できたらいいだろうということで、今後も助言なり連携していきたいと思っております。

○**山川典二委員** 地域未来投資促進法をどんどん活用していただきたいのですが、このオクラの現場を、宮古の担当者やどなたかが確認して見ていますか。

○**喜友名朝弘産業政策課長** 向こうでは会議をしたりしているのですが、私が議会などでなかなか参加できなくて、担当者などが出ておりますので、現場を見てはいると思います。

○**山川典二委員** 課長みずから、あるいは部長でも1回ごらんいただいて、オクラだけではなくて、今後の農作物はいろいろな形の—今、ガスが出ている宮古島市や南城市、あるいは那覇でもこれから計画はあるようですが、いずれ地域は限定されているが、特に離島振興という意味からもいろいろな活用方法のヒントがあるかもしれないですよ。私は那覇市議時代からずっと天然ガスを追いかけてきましたので、少しそういう話をするのですが、全国的にもこういう事例はそんなにないと思いますので、その辺は部長、課長が見て応用していただくように、ぜひお願いします。

○**屋比久盛敏商工労働部長** 私は施設を宮古島に譲渡する以前に、譲渡するかどうかの判断をするために見に行きましたが、それが今、そのように花開いているという話でございます。それから、南城市もいろいろ考えているのですが、排水の話などもありますし、奥武山はまだ進んでないという状況なので、こちら辺を何とか促進させていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成28年第54号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しております。

1枚めくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、陳情の継続が16件、新規が2件となっております。

なお、継続陳情13件につきましては、前定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

なお、修正のある箇所は、取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の9ページをお開きください。

陳情平成29年第91号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情。この陳情は、県の多言語観光案内サイン整備事業の継続実施並びに東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーを、日本最西南端である宮古・八重山諸島から実施することを求めるものですが、陳情内容に対する処理方針のうち、10ページから記載している項目3、聖火リレーに関する内容について、

去る7月に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発表した聖火リレーの出発地及びルート等の内容並びに県実行委員会でのルート選定作業が進んでいる状況を踏まえ、全面的に処理方針の見直しを行っておりますので、経過・処理方針等を読み上げて説明とさせていただきます。

東京2020オリンピック聖火リレーについては、平成30年7月12日に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020組織委員会）から各都道府県の実施日程等が公表され、福島県を出発地とすることが示されております。

また、実施期間は、2020年3月26日から同年7月24日までの121日間となっており、沖縄県は、5月2日から3日までの2日間の日程で実施されることとなっております。

聖火リレーの準備・実施に当たっては、各都道府県に実行委員会を設立して検討等を行うこととなっており、本県においては、平成30年7月17日に、沖縄県実行委員会を設立して検討等を行っているところであります。

沖縄県内のルートについても、同実行委員会において検討を進めているところであり、東京2020組織委員会と調整しながら、離島も含めて全県的に実施できるよう取り組んでいきたいと考えております。

説明資料の13ページをお開きください。

陳情平成29年第134号「1964東京オリンピック聖火国内第一到着地記念碑（仮称）の設置に関する陳情」です。この陳情は、かつての1964東京オリンピック開催時に、聖火リレーが沖縄から開始されたことを記念する1964東京五輪聖火国内第一到着地記念碑（仮称）の設置を要望する陳情です。

当該陳情に関しましては、先ほどの東京オリンピック聖火リレーに関する陳情の際に御説明いたしました聖火リレーの出発地及びルート等の内容並びに県実行委員会でのルート選定作業が進んでいる状況を反映させた時点修正となっております。

説明資料の22ページをお開きください。

陳情第68号マリンレジャー産業の高度化による沖縄観光の持続的発展に関する陳情。この陳情は、観光産業の発展による沖縄県経済の伸長を目指すため、スキューバダイビング等のマリンレジャーの振興や高度化に向けたマスタープランの策定、マリンレジャー産業の中核を担う組織の形成並びに持続可能な沖縄観光の実現に向けた環境保全に資する安定財源の確保を要望する陳情であり、陳情処理方針のうち、22ページの下から7行目から記載されている環境保全に資する安定財源の確保の項目に対する処理方針に、観光振興を目的とする新税の導入の現時点における検討状況を反映させた時点修正となっております。

次に、新規陳情 2 件について、御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の24ページをお開きください。

陳情第81号東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーの八重山地域開催に関する陳情。東京2020オリンピック聖火リレーについては、平成30年7月12日に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020組織委員会）から、2020年3月26日から同年7月24日までの121日間の日程で実施されることが示されたところであり、沖縄県は、5月2日から3日までの2日間の日程で実施されることとなっております。

聖火リレーの準備・実施に当たっては、各都道府県に実行委員会を設立して検討等を行うこととなっており、本県においては、平成30年7月17日に、沖縄県実行委員会を設立して検討等を行っているところであります。

沖縄県内のルートについても、同実行委員会において検討を進めているところであり、東京2020組織委員会と調整しながら、離島も含めて全県的に実施できるよう、取り組んでいきたいと考えております。

説明資料の25ページをお開きください。

陳情第85号世界のウチナーンチュセンター（仮称）設置に関する陳情。県ではウチナーネットワークの継承・発展のために、5年ごとの世界のウチナーンチュ大会の開催、次世代のウチナーネットワークを担う人材の育成、世界のウチナーンチュの日定着化の取り組み等を行っているところです。

新たな施設の建設につきましては、施設設置の必要性、受益者負担の原則等を勘案した施設設置の妥当性、運営費等後年度負担や、他事業との優先順位や建設用地（場所）等を考慮した上で、実現可能性等について検証する必要があると考えています。

加えて、当該陳情案件については、過去に県において類似施設が計画され、用地も確保されたものの、インターネット普及による状況の変化等により計画自体が廃止され、用地も処分された経緯があることも踏まえた上で、慎重に検討する必要があると考えています。

今後、要請者等関係団体と要請内容の詳細等について確認、意見交換を行った上で、既存の施設・機能等の活用の可能性も含め慎重に検討していきたいと考えています。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第85号世界のウチナーンチュセンター（仮称）設置に関する陳情について伺いますが、経過・処理のところで過去に県において類似施設が計画され云々とあり、廃止されたということですが、これをもう少し詳しく教えてください。

○川上睦子交流推進課長 以前、浦添市にあるJICA沖縄国際センターの隣接地に、移民資料も展示する沖縄県国際交流情報センターの設置計画がありました。平成5年に基本構想を策定した上で、平成7年に建設基本計画調査の実施、また、平成8年に建設基本計画の策定と設計競技の実施を行ったところ、新沖縄県行政改革大綱により新たな箱物建築の凍結という方針のもと、平成8年度は建設が見送られたという経緯があります。沖縄県行政システム改革大綱、また、沖縄県行財政改革プランなどにより建設が繰り返し見送られた経緯がありまして、平成18年度に以前の計画をもう一度抜本的に見直そうということで調査を実施した結果、見直されていた時間の間に状況の変化などもあって一財政事情の悪化、インターネットの普及、県単箱物の事業の凍結などがあった上で平成19年度に正式に計画の廃止が決定されたと聞いております。

○山川典二委員 今、世界のウチナーンチュは、ハワイ、北米、南米の3地区で大体どれぐらいいらっしゃいますか。そして、その3地区以外はトータルでどれぐらいですか。

○川上睦子交流推進課長 推計値ではありますが、トータルで約42万人と推計しているところであります。南米合計で約25万8000人、アメリカ、カナダ、メキシコ、ハワイを含めて10万8000人と推計しているところです。

○山川典二委員 ハワイだけで何万人ですか。

○川上睦子交流推進課長 正式な数字は持ち合わせていないのですが、4万5000人から5万人と聞いております。

○山川典二委員 世界のウチナーンチュ大会が開催される直前の裏話をさせていただきたいのですが、実はアメリカのウチナーンチュというラジオ番組を私が企画して、かなり前になりますが、ハワイも含めてアメリカで50人を取材して、それを放送したらかなり反響を受けました。その後、琉球新報や、特に沖縄テレビの方とはいろいろな情報交換をしたり、資料もあげまして、テレビ番組が始まりました。そのときに、隣にいます西銘委員のお父さん、当時の西銘順治知事がワインバーガー国防長官に会いたいと。一国の国防長官に知事が謁見できることはなかなかなかったのですが、ワシントン在住で金武町出身の方に非常にお世話になっていたものですから、その方に相談したらいいよということで、知事がワシントンに行かれて、ワインバーガー国防長官と会談ができ、沖縄の基地問題を含めて要請をしました。その直後に知事と公舎でお会いする機会がありまして、ウチナーンチュは世界にたくさんいるので、ウチナーンチュ大会をしたらどうでしょうかと。プラス、沖縄に駐留した米国関係者、軍人も含めてかなりの数がいらっしゃいますから、あわせて平和の祭典のようなものをしたらどうかという話をしたことがあります。その後、しばらく忘れていたのですが、ウチナーンチュ大会をやるという話がありまして、先ほど言いましたように、アメリカのウチナーンチュの取材、あるいは沖縄テレビの番組が始まったり、琉球新報で特集があったり、そういう経緯がありましてウチナーンチュ大会ということが決まるわけです。ハワイのウチナーンチュのフェスティバルに毎年行っていたのですが、もう6世とか7世とか、8世ぐらいの人たちがいて、全く沖縄のことと関係ない状況があるわけです。そういう意味では、北米、ハワイ、南米、ほかにもたくさんいらっしゃいますが、自分のルーツも全くわからないような状況がある可能性も出てきているので、このセンターの設置というのは、移民の歴史も含めて、私はある意味優先順位を上を持っていて、県の事業でしっかりとやるべきではないかと思っています。これは思想、信条関係なく、沖縄の皆さんが一戦後の復興のときにもハワイ、アメリカから大分支援物資も集まったという経緯もありますので、それは一つのウチナーンチュのチムグクルといいますか、その心は象徴として残すべきだと思います。アメリカだけでもいろいろな方がいて、成功している方もたくさんいらっしゃいますし、影響力を与えている方もたくさんいらっしゃいますが、その情報が意外と沖縄県民には知れ渡っていませんので、その発信もできるような施設は

しっかりとつくるべきだと要望いたします。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 まさに、山川委員の言ったことは重要な御指摘だと思っております。世界のウチナーンチュ大会が開催されておりますが、5年に1回程度なので、その期間をおろそかにせず、きちんとウチナーンチュのネットワークを継続させていくためにも、10月30日を世界のウチナーンチュの日と定めて、そのウチナーネットワークを強化しようという取り組みを毎年10月30日前後に、ことしもやりますが、そういったことをしながら—40万人以上いる世界のネットワークが、経済、文化、政治も含めていろいろな部分にも生かしていけるのではないかとということも大事なことで思っています。おっしゃる機能と箱は別物と思っております、その機能をきちんと強化することと、要望のあります箱につきましても、設置費用や管理の費用がかかる部分がありますので、少し別物で考えながら、まずはネットワークを強化する取り組みを進めていくべきではないかと理解しているところでございます。

○山川典二委員 ですから、機能の部分はもちろんやっていただいて、県の中でもつくっていただいているのですが、箱物につきましても—世界のウチナーンチュで成功している人や億万長者はたくさんいます。知っている人だけでも何人かいますし、WUBというビジネスのネットワークもあるではないですか。そういうものをもう少し生かして、これぐらいかかるからぜひお願いしますということで協力を求めて、何百億円もかかるものでもないでしょうから、その辺はもう少し突っ込んでやってください。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 資金といいますか、浄財の集め方としてウチナーネットワークも使いながらということですよ。そこは少し研究をさせていただきます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 まず、陳情第81号東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーの八重山地域開催に関する陳情について、皆さんも離島も含めてと書いてありますから、基本的に今回はそうしないといけないのではないかと思います。東京オリンピックのときにも来なかったと。議長にも要請がありました。宮古、

石垣だけではなく、ほかの離島の方々もみんな来ていましたが、「全部走らせたなら八重山群島だけで終わります。」と。「2日間しかないので、そんな無茶なことは言わないでください。」とはっきり言ったのですが、前回、石垣で走らなかったということは私も好ましいとは思っていないと言いました。石垣の中心部を走ると、当然、宮古も走らないとおかしくなるので、宮古の中心部も走る。あとは沖縄本島も走る。そうすると、走る時間、距離も制限されてきます。ですから、そこは理解しないとイケないが、基本的に皆さんのおっしゃることは理解できるという話をしました。ですから、それができるように、区間も1区間になるのか、2区間になるのか、中心部を走ってみんなで見て、途中からは車で空港に向かい、空港から飛行機で移動するというやり方も含めて考えれば、不可能ではないと思います。そうすると、沖縄本島も1日でやらないとイケないので、沖縄本島も全部は走れないと。そこはみんなで理解し合う以外にはないだろうと思っております。そこら辺はぜひ、処理方針に書いてあるように全体的なバランスを考えていただければと思います。

2点目は、陳情第85号「世界のウチナーンチュセンター（仮称）」設置に関する陳情です。実は前回、深くかかわりました。相当深くかかわったのですが、この間、要請に来た皆さんに文句を言ったのです。僕に言わせれば、潰したのはあなたたちだと。しかも、前のほうがよかったのです。あのときには土地も確保できて、今つくらないとイケないというときに一財団は事務局も含めて研究して、僕も一生懸命研究してコンパクトにしようと。そうしないと、県の財政当局は説得できないと言ったわけです。そのころは全国的にも箱物建設により財政が大変になるということで、財政当局も箱物行政はいかがかというときでした。担当副知事も慎重論だったわけです。ただ一部、知事公室を中心に、そのときの国際交流課も含めて財源はお構いなしに大きな話をして、その責任者は8階建ての話もしたりするので、もう話にならないのです。そんなものはつくれるわけがありません。つくるだけでも金がかかりますし、つくった後も維持管理が物すごく膨大になり、県財政を圧迫します。そんなことを平気で言って、関係者や来ている人たちで当時からやっている皆さんも、みんな大きいものをつくらうと言うのです。我々と担当の財団は2階建ての話をしたのです。少し広めの2階建てをつくって、駐車場も十分とれるような広い土地があったので、それでいこうと言ったら、8階建ての話が出たり、彼らの要求どおりにしても、五、六階建てになってしまうのです。こういうことを一つの組織にやれるのか、その後の運営はどうするのかと。物すごい膨大な維持管理費が出ていくという中で、そういう議論をすると委員会の中で私だけが孤立をして、縮小してコンパクトにつくらうというのはとんでもないわけです。みんなマジ

一と言って、大きいことはいいことだというような話になってしまって、そうすると、財政当局からは全然相手にされませんでした。ですから、あなたたちが潰したのだと。もう少し反省しろと言ったのです。今回の計画も前から全然進歩してなくて、昔言っていた内容と同じだと。僕らもそれを出してから相当削ったのです。宿泊施設なんてとんでもない。全部赤字になるので、こういうものはホテルに任せなさいと。こういうぐらいの気持ちで全部整理して、コンパクトにしないとつくれないと。昔みたいなことを言ったら、また今回もだめだと。今回は土地もないのですから、余計大変だということは言うてありますが、私は必要だとは思っています。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 今回の陳情第85号「世界のウチナーンチュセンター（仮称）設置に関する陳情」に関してですが、この中に沖縄県人移民110周年記念式典に行った方が議長を含めて5人いるのです。非常に世界のウチナーンチュのパワーを感じました。このセンターがいいかどうかは別として、県立図書館の一室にいろいろなものをやるとか、行った人たちがそこで資料を調べたりとか、そういったものでもいいのではないかと。何も建物ではなくて、そういうものも検討したらどうかということと、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアを回って、皆さんが僕ら以上に沖縄のことを大事にしているということを感じました。ですから、我々地元がそういった先人たちの思いを常に継続していくことが大事だし、どこか場所と考え方を変えたらできる気がするので、検討してもらえないかと思えます。これは意見なので、以上です。

次に、陳情平成29年第144号外国人患者対応に関する陳情について、前回、御紹介いただいて現場を見てきました。4月から半年たちますが、コールセンターの実績はどんな感じですか。

○糸数勝観光振興課長 件数を御報告します。4月から9月現在までに523件の電話通訳がございます。翻訳が297件、消防通訳が21件となっております。

○西銘啓史郎委員 現場で所長にお会いして、コールセンターも見ましたが、所長の話では、もちろん、これは外国人観光客への対応に関する陳情ですが、実態は観光客ではなく、外国から来て働いている方々、在住者といえますか、沖縄県ではなくて愛知県が多いと言っていました。そういった方々も困るこ

とが幾つかあるということで、恐らく実際に電話をかけてくる人は観光客に限らず沖縄もそろそろ違う状況になるのかと。今後、日本政府がいろいろな形で外国人労働者を入れるということも含めて、そうなったときに、この機能がどれぐらい有効的に使えるのかしっかりチェックをしてもらいたい。それから、私の知り合いの医者に聞くと、確かに医者側も通訳が大変だということで、お金の問題は別にしても、医者としてはきちんと診てあげたいという気持ちはあるが、やはりコミュニケーションの問題はどうにかしたいということがあるようなので、この機能が生きるようにしっかりやってほしいと要望しておきます。

最後に、陳情第68号マリンレジャー産業の高度化による沖縄観光の持続的発展に関する陳情ですが、先般、7月31日に部長と県警察本部で見させていただきましたが、条例上、県警察が管轄するの理解はできるのですが、文化観光スポーツ部としても安全な沖縄、安全なマリンスポーツが継続してできるように、3者の協議というか、何か前に進めるようにぜひやってほしいのですが、部長の考えをお願いします。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 前回、西銘委員のおかげで初めてそういった会合を持たせてもらいまして、いい意見交換ができたと思っております。マリンスポーツ、マリンレジャーは沖縄の美しい自然を生かした観光資源になり得ます。特に西洋のお客さんを呼ぶ、あるいは富裕層のお客さんを呼ぶという意味で、これから沖縄が世界レベルの観光地を目指す非常に大きな可能性を持った資源だと思っております。しかし、いずれにしても沖縄が安心・安全ということは、揺るがしてはいけない大変大きなブランドですので、そういったことを図るためにも、3者間の話し合いを継続させていただきまして、県としてできることをきちんとやっていきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 新規の陳情第85号「世界のウチナーンチュセンター（仮称）」設置に関する陳情ですが、一つは方針として必要なかどうかを早く確定させる必要があります。私は必要性も緊急性もあるという意見です。先ほど、移民110周年の話もありましたが、今、県として世界基準の観光都市を目指しているという中で、多言語で沖縄県の文化も一定わかるという、その世界のウチナーンチュネットワークが沖縄の今後の発展の力になり得るといふ部分は間違いないでしょうし、私たち自身もそうですが、ウチナーグチが南米で生きて

いるということで、研究者は南米に行って掘り起こしをしたりというかわりがありますよね。実際に事業としているジュニアスタディーツアーも、継続してきたからこそ、今、それぞれの国に行ったらエイサーを踊っています。エイサー自体が、祭り太鼓の世界ネットワークで支部になっているのです。ですから、必要性というところで、県のある意味での今の認識自体が世界のウチナーンチュネットワーク—5年に1回の大会のこの間の総括と、今後に活かしてどう発展させるのかというセクションを含めて、準備をどうするのかというためにも、箱物をつくるというより、先ほど部長が言った観点が大事だと思っていて、必要に応じた今の取り組みの核になる部分を起こすということは、取りかかってしかるべきと思うのですが、そこら辺の必要性としてはどうですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 まず、ウチナーのネットワークとして海外に42万人いらっしゃる方々を強固に結びつけることが大事なことで、繰り返しですが、5年に1度の世界のウチナーンチュ大会を待たずに、その合間にも強化していこうということで、10月30日を世界ウチナーンチュの日と。それから、ウチナーンチュではなくても、ウチナーにかかわりのある方々を世界のウチナーネットワーク—県系人だけではなく沖縄ファンの方を含めて、そういった人的な強化を図って、その中でいろいろな情報のやりとりや交流をしていくといったことが大変大事なところがございますが、それをブラッシュアップするために、まずは機能が重要だと。そういった意味では、先ほど西銘委員からお話のありましたとおり、既存の県立博物館・美術館、あるいは今度できる新しい県立図書館等にきちんと情報交換、情報提供できるような場を設けつつ、それをさらにブラッシュアップするために、本当に箱物が必要なのかどうか、これまで過去の経緯もあるので、今、財政当局も厳しい状況でございますが、山川委員から意見がありましたとおり浄財を世界のウチナーンチュネットワークから集めるという手もあるかもしれませんので、そういったところも含めて研究をしていこうと。ただ、人材ネットワークを強化して、それを沖縄発展のために活かしていこうということは、方向性としては、これからますます強化していかなければいけないと思っております。

○瀬長美佐雄委員 現時点でもいろいろな国際交流活動をしている団体もありますし、皆さんとしては交流推進課で世界のウチナーンチュ大会も準備しないといけない。そして、文化研究部分として空手や踊りなど、ネットワークの幅が本当に広いし、そのウチナーアイデンティティのもとになっている部分が世界に広がっているということこそ、世界基準の観光都市としての強味になりま

す。ですから早く一この陳情者の団体は、独自の会として組織を始めたと思うのですが、それこそ皆さんの音頭で、WUBやウチナンチュ青年の皆さんも束ねた形で、機能についてどういうことが必要だと。起こせるところから起こすと。ルーツもそうです。自分の家系をさかのぼったらどこに行くのかということが、この間の世界大会に来た皆さんがとても関心があった部分だったということで、もう準備室なり、起こしていいのではないですか。それがないと陳情に応えられないのではないかと思います、どうでしょうか。

○嘉手苜孝夫文化観光スポーツ部長 まさにそういう議論の場として、玉城デニー知事が万国津梁会議を起こそうということで、その中で分野ごとにテーマを定めて、その一つの分野としておっしゃるようなことを議論しながら、世界のウチナンチュネットワークを生かすためにどうすればいいかということがもう少し深掘りできるのではないかと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 陳情平成29年第22号沖縄観光の健全な発展と県独自の政策の実施を求める陳情について、通訳案内士の部分ですが、これだけクルーズ船がふえる中で、国の方向性としては通訳案内士やコーディネーターの基準を緩くしたりしていく方向なのですが、我が県としては観光の質を上げていきたいということで、そういう意味では、これまで通訳案内士としてせっかく勉強してきたのに、県外から資格を持たない皆さんが来てどこかに連れていくという、ここに書いてあるようなことに対して我々は取り組まないといけないと思うのですが、その後の状況はどうなっていますか。

○平敷達也観光政策課長 通訳案内士に関しては、平成30年1月4日に改正通訳案内士法が施行され、地域限定通訳案内士及び沖縄特例通訳案内士の名称が全て沖縄県地域通訳案内士と一本化されております。そこで、本県を訪れる外国人観光客の満足度を高めて、世界水準の観光リゾート地形成に寄与するというので、引き続きその育成に取り組んでいるところでございまして、平成30年度から地域通訳案内士育成等事業を開始しております。内容が、沖縄本島、宮古地域、八重山地域における育成・研修の実施。そして、資格を既に持っている方に関してはスキルアップの研修とフォローアップ研修を行います。あとは、制度の周知及び有資格者の活用促進ということで、マッチング会やOJT

など、そういった形で研修もしていこうと考えています。加えて、有資格者の登録もしっかり行い、県のホームページや沖縄観光コンベンションビューローのホームページに載せて御提供させていただきたいと考えております。

○大城憲幸委員 その辺の研修も求める陳情ですが、そういう皆さんがきちんと登録して一今、実態としてはどうなのですか。ここにあるような闇の通訳案内士が来てみんな連れていくとか、地元で勉強した皆さんは報酬も期待したが、それではなかなか生活できないという実態があるという陳情ですよね。これについて、登録制度や研修を充実させたことによってどうなっているかということとは把握していますか。

○平敷達也観光政策課長 委員がおっしゃったような状況も少しは出ていていると思いますが、主な旅行社の活用状況を聞くと、資格を持っている方のほうが安心だと。リスクが低いということで、できるだけ活用したいという話はしております。そういった部分で、主な旅行社にできるだけマッチングという形で情報を提供して、就業の機会を促していきたいと考えております。また、本業が忙しいとか、一定の収入が見込めないということでまだ就業していない方もいるのですが、外国人がどんどん来ていますし、そういった機会は必ずふえていきますので、できる限りマッチングさせていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 少し関連して、白タクの話などはイタチごっこだという話を聞いたりするのです。これから沖縄は外国人観光客が確実にふえていくという中で、そこにビジネスチャンスを求めるということはふえてくるのですが、ここにあるように、地元の皆さんが潤うような仕組みでないといけないうし、観光の質という意味でも、白タクや闇のコーディネーターなどの皆さんはできるだけ入ってこないように取り締まりが必要だと思うのですが、その辺の現状と対策について、どう考えていますか。

○糸数勝観観光振興課長 白タクについては、クルーズが来たときに中国側で予約して地元でレンタカーと運転手を提供するというので、以前も新聞に大きく載りました。これについてはタクシー業界等も影響を受けますし、また、安心・安全という意味でも大きな影響があるので、県警察や沖縄総合事務局と連携して、現場にクルーズ船が入った場合、そこで視察などを行って確認しておりますが、沖縄総合事務局によりますと最近は少なくなっているという話はしております。ただ、今後も情報等が入りましたら、引き続きチェックはしてい

きたいと思っております。

○大城憲幸委員 関係者によると減っていないと。逆にふえているという話もあります。ただ、手口が巧妙になっているということもあるので、県としてどこまでできるかわかりませんが、先ほど言ったような趣旨で取り組みを強化してもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第12号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第13号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第14号議案水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第15号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第16号議案通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について及び乙第17号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第17号議案までの議決議案6件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題にいたします。

まず、本委員会へ調査依頼のあった決算事項、認定第1号から認定第4号まで、認定第9号から認定第12号まで、認定第14号及び認定第15号を議題といたします。

ただいま議題となりました決算10件については、閉会中に調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情56件とお手元に配付してあります決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から視察調査日程について確認があり、視察調査時期を次年度5月下旬から6月上旬に変更し、具体的な日程(案)は2月議会の常任委員会において協議し、決定することで意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

今回は、10月30日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功